

学童保育事業について

平成29年9月

こども育成部 学童保育課

茨木市の学童保育事業

1. 目的

放課後児童健全育成事業として、児童の安全、安心な居場所づくりと、生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ること。

2. 入室要件

- (1) 午後5時頃まで、保護者が就労、疾病等で家庭に不在である状態が月間15日以上あり、その状態が3か月以上継続
- (2) 茨木市立小学校に在籍、又は大阪府立特別支援学校に在籍し保護者による送迎が可能な児童

3. 対象学年

1～3年生

※3年生から継続入室している支援学級又は特別支援学校の児童は6年生まで

4. 開室時間

授業の終了後～午後5時（土曜日及び学校休業日は午前8時15分～午後5時）

※ 延長利用の場合は午後7時まで

5. 閉室日

日曜日・国民の祝日・祝日の振替休日・12月29日～1月3日・3月31日

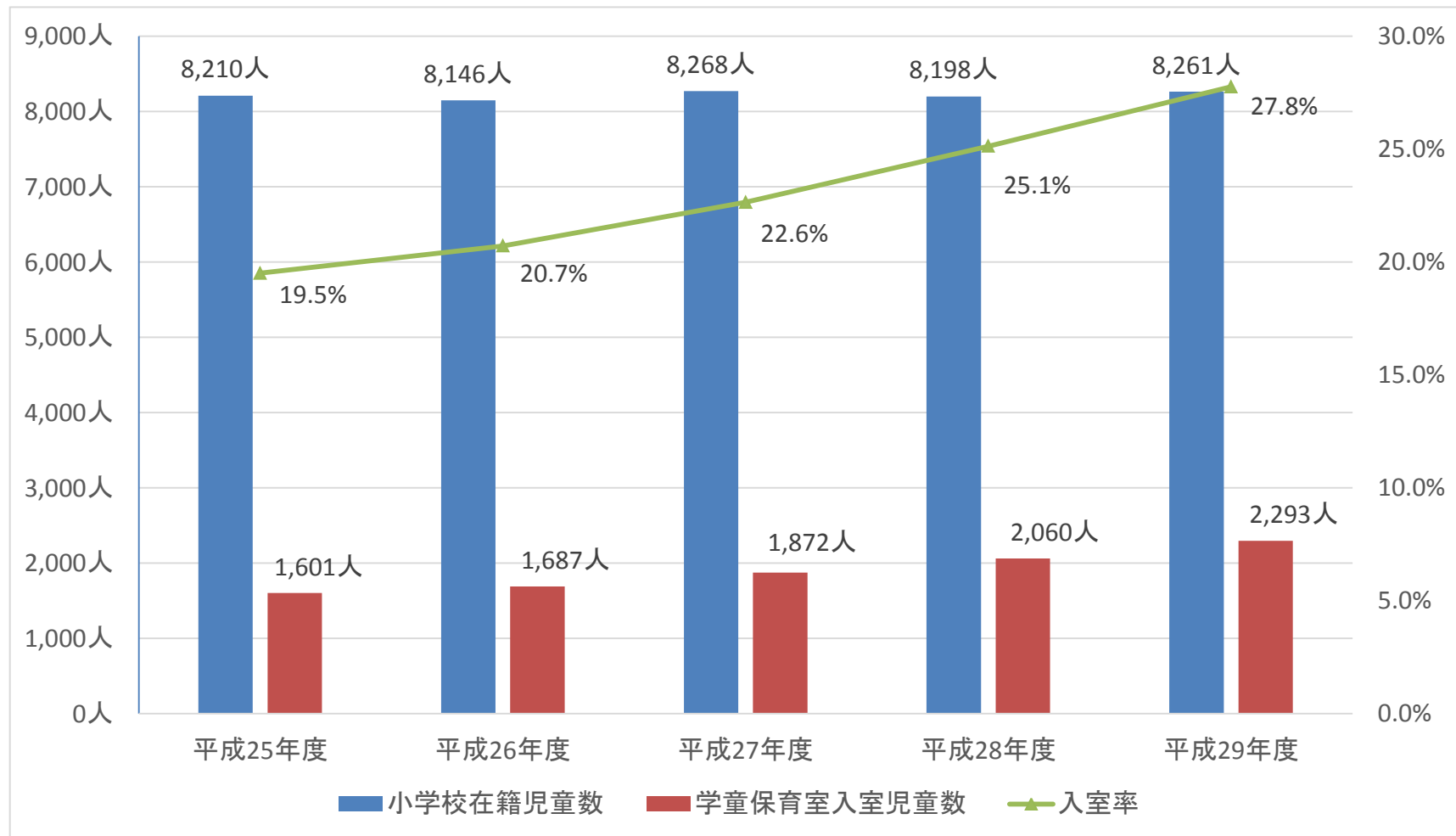
学童保育室一覧

平成29年5月1日現在

学童保育室名		所在地	入室 児童数	支援の 単位数	実施場所		
					専用建物	校舎内	借用教室数
1	茨木	片桐町8番40号	115	3		○	3
2	春日	上穂東町5番18号	133	3	○		
3	春日丘	中穂積三丁目3番43号	78	2	○	○	1
4	三島	三島町3番13号	119	3		○	3
5	中条	新中条町7番12号	118	3		○	3
6	玉櫛	水尾三丁目1番51号	87	2	○		
7	安威	安威二丁目21番23号	26	1	○		
8	玉島	玉島二丁目11番23号	80	2	○		
9	福井	東福井二丁目4番20号	56	2	○	○	1
10	大池	大池一丁目5番8号	127	3		○	3
11	豊川	宿久庄五丁目14番5号	42	1		○	1
12	中津	中津町10番15号	76	2		○	2
13	東	鮎川二丁目5番23号	58	2		○	2
14	水尾	水尾四丁目7番16号	88	2	○		
15	郡山	新郡山二丁目30番18号	59	1		○	2
16	太田	花園一丁目21番26号	58	2		○	2
17	天王	天王二丁目13番57号	72	2	○		
18	葦原	新和町13番50号	97	3		○	3
19	郡	郡五丁目26番23号	42	1	○		
20	庄栄	庄二丁目26番5号	71	2		○	2
21	沢池	南春日丘三丁目11番6号	102	3	○	○	1
22	畑田	畑田町3番31号	60	1	○		
23	山手台	山手台四丁目9番4号	81	2		○	2
24	耳原	耳原二丁目20番55号	102	3		○	3
25	穂積	下穂積二丁目6番62号	84	2		○	3
26	白川	白川一丁目4番1号	64	2		○	2
27	東奈良	東奈良二丁目5番36号	56	2	○		
28	西	北春日丘三丁目12番23号	23	1	○		
29	西河原	西河原北町7番33号	27	1		○	1
30	彩都西	彩都あさぎ五丁目8番1号	107	3	○		
合計			2,308	62			

児童数の推移

1～3年生の市立小学校在籍児童数及び学童保育室入室児童数



子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタート

- ・児童一人当たりおおむね1.65㎡を確保すること
 - ・支援の単位（クラス）をおおむね40人以下とすること（従前は70人以下）
 - ・支援の単位ごとに放課後児童支援員を置くこと
- などを条例で規定することが義務付けられた。

→ 茨木市では平成27～29年度の3か年計画でおおむね40人以下となるよう分割を実施した。

【分割改修の主な内容】

- ・床改修し、机と椅子を座机に変更した。→活動内容に応じて座机を片付ける。
- ・プレハブにパーティションを設置し、クラスを分割した。
- ・人数の多い学童保育室については、新たな余裕教室を借用した。

子ども・子育て支援新制度

新制度導入前後比較

新制度導入→

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入室児童数	1,615人	1,702人	1,890人	2,078人	2,308人
支援の単位数	30	32	45	52	62
46人以上の支援の単位数	18	21	18	9	2 ※
借用教室総数	31	32	37	38	40
総有効面積	3,259.7m ²	3,356.3m ²	3,703.4m ²	3,762.2m ²	3,879.8m ²
支援の単位当たりの児童数	53.83人	53.19人	42.00人	39.96人	37.23人
児童一人当たりの面積	2.02m ²	1.97m ²	1.96m ²	1.81m ²	1.68m ²

※ 平成30年度から分割予定

新制度導入に係る主な経費等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指導員人件費	3億347万円	3億2,385万円	4億3,664万円	4億7,308万円	-
分割のための改修費	-	2,799万円	1,129万円	1,264万円	-

※ 平成28年度は見込み

茨木市の学童保育事業の主な現状と課題

1 事業費に占める利用料

- ・放課後児童健全育成事業の運営費について、全体の事業費の1/2を利用者（保護者）が負担すべきものとして国は示している。
- ・茨木市においては、学童保育室運営に係る事業費のうち、利用料の占める割合は、おおむね1/4程度で推移している。

2 学童保育指導員の確保

各年度4月1日現在

- ・1クラスに2人の正規職員の学童保育指導員（任期付短時間勤務職員）を配置している。
- ・学童保育室の状況に応じて臨時職員の学童保育指導員を加えて配置している。
- ・上記指導員が休暇等により不在のときは、臨時職員の代替学童保育指導員を配置する。

→支援の単位数が増えるごとに正規の職員や臨時職員が必要となることから、学童保育指導員の確保が困難である。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援の単位数 (クラス)	30	32	45	52	62
学童保育指導員数 (任期付)	59人	60人	83人	94人	119人

3 学童保育室（場所）の確保

- ・入室児童数の増加により現在の学童保育室では待機児童が発生する場合、学校の余裕教室を借用して対応している。

→学校の児童数によって、教室の借用が困難となる場合がある。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
学校から新たに借用した教室数	-	1	5	1	2

4 民設民営放課後児童健全育成事業者

- 平成26年度までは、大阪府放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に、補助金対象は1小学校区に1事業所との制限規定があったため、民間事業者には市単独の補助金を交付していた。

- 平成27年度から、制限規定が撤廃され、民間事業者の補助にも国、大阪府の交付金活用が可能となったことから、補助金を増額した。

- 事業者は増加してきている。

※放課後児童健全育成事業の開始届を提出した事業所は、茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に基づいた運営の実施が必要である。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後児童健全育成事業者届出数	2	2	2	3	5

5 対象学年の拡大

- 児童福祉法上、放課後児童健全育成事業の対象児童は保護者が昼間家庭にいない小学生と規定されている。
- 保護者からは4年生以降の学童保育室利用の要望がある。

→対象学年の拡大には、さらなる場所と安定的な人材の確保、高学年の保育に対する指導員研修等が必要である。

6 長期休業中のみの利用

- 保護者の就労要件や児童の放課後の過ごし方の多様化等により、学童保育室の長期休業中のみ利用のニーズがある。

→放課後児童健全育成事業として長期休業中のみの児童も受け入れるためには、条例の基準に基づいた運営の実施が必要である。

7 おやつ取り扱い

- 現在は各家庭から児童がおやつを持参する方法で実施している。
- 市がおやつを用意してほしいとのニーズがある。

現在の学童保育室利用料

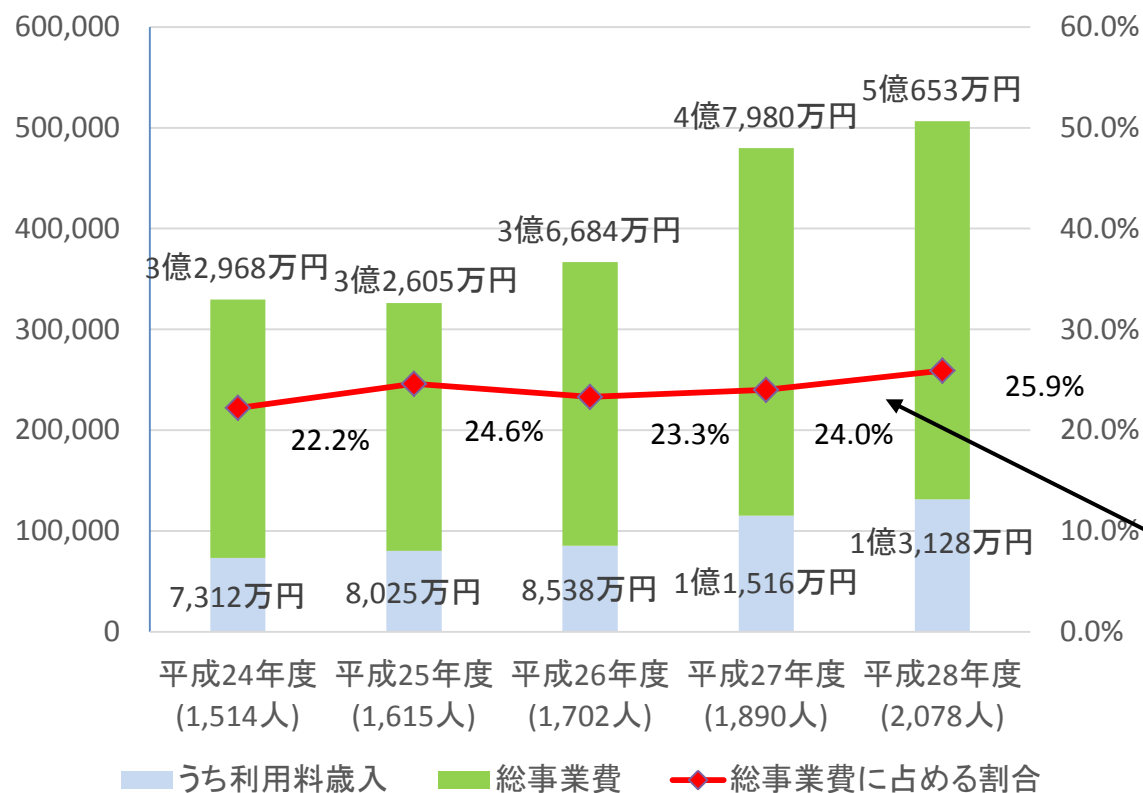
曜 日		月曜日～金曜日		月曜日～土曜日	
区 分		1 人目	2 人目以上 (1人につき)	1 人目	2 人目以上 (1人につき)
基本 利用 料	生活保護世帯又は 市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
	市民税均等割のみ課税世帯	2,500円	1,500円	3,000円	2,000円
	市民税所得割課税世帯	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円
利用 料 延長	生活保護世帯	0円		0円	
	生活保護世帯以外	3,000円		3,600円	

平成15年度から現在の利用料

※ 延長利用料については、平成27年度に延長時間を18時から19時に拡充した際に月曜日～金曜日を2,000円→3,000円、月曜日～土曜日を2,400円→3,600円に引き上げ実施

学童保育室利用料と利用者負担の考え方

【総事業費に占める利用料歳入の推移】



※年度の下の（）内の人数は入室者数（4～6年生を含む）

【事業費負担の考え方】



※「子ども・子育て支援新制度について」120ページから抜粋（本資料11ページ参照）

国が示す利用者負担は1/2だが、茨木市においてはおおむね1/4程度で推移している。



子ども・子育て支援新制度について

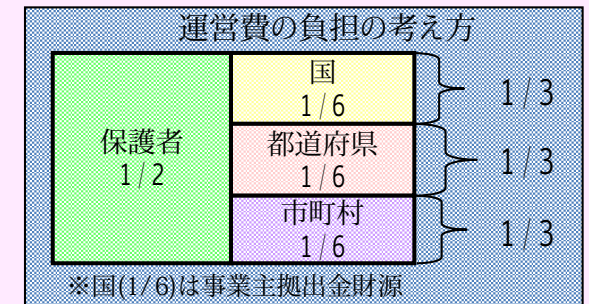
平成29年6月

内閣府子ども・子育て本部

放課後児童クラブ関係・平成29年度予算のポイント

- 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額を増額するほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

- 放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(28年度 574.8億円)
受入児童数の拡大1,138,801人(28年度)→1,177,959人(29年度)[約3.9万人増]



平成29年度予算の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【平成28年度からの継続】

○公立の場合：(嵩上げ前) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
→(嵩上げ後) 国2/3、都道府県1/6、市町村 1/6

※補助率嵩上げとともに、社会福祉法人等としていた整備費補助の対象事業者を、株式会社、NPO法人等の法人格を持つ団体へと拡大

2 運営費補助基準額の増額【拡充】

○児童数40名の場合
H28年度 年額374.4万円 → H29年度 年額430.6万円(+56.2万円)

3 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善(1人あたり年額12.4万円～37.2万円)を図る。

※現在、18:30を超えて開所するクラブに対し処遇改善のための補助を実施しているが、これに加え、新たな処遇改善のための補助の仕組みを導入。

4 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

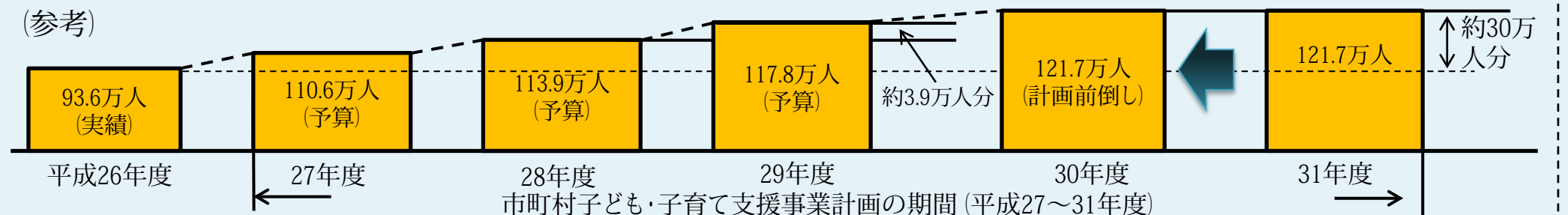
5 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策【拡充】

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用の補助を行う。

6 障害児受入強化推進事業の充実【拡充】

障害児5人以上の受入れ要件を、3人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費の補助を行う。

(参考)



(※) 平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値